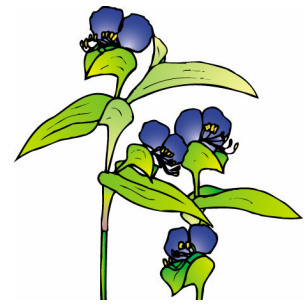


# くらしのフレッシュ便



## 相談ファイル

### ～衣類のクリーニングトラブル～



#### ＜相談内容＞

2ヶ月前にクリーニングに出したセーターを受け取りに行くと、「シミが取れないため再度洗濯を頼んだ」と言われた。その後、いつまでたっても連絡がないので、問い合わせたら、セーターを紛失されていた。補償はどうなるのか。

(50歳代 女性)

#### ＜アドバイス＞

業界団体は、事故の原因が業者にある場合「クリーニング事故賠償基準」を採用し、対応しています。

賠償額は、原則として事故にあった「物品の再取得価格」を基準に、物品購入時からの経過月数に対応して定められた補償割合を乗じて算出します。

ただし、この相談のように、商品を紛失して確認ができない場合などで、上記の算出方式が妥当でない場合、品物がドライクリーニングによって処理された時は、クリーニング料金の40倍、ランドリー（水洗い）によって処理された時は、クリーニング料金の20倍という算出方式で賠償額を決めることもあります。

クリーニングに関する相談は、このような相談のほか、洗濯物の破損、変色などさまざまなものがあります。賠償基準では、消費者がクリーニングした品物を受け取ってから6ヶ月、または業者が品物を預かってから1年を経過すると、業者は賠償額の支払いを免れることになっています。品物を受け取ったら、すぐに確認するようにしましょう。

## 情報ファイル

### ～クレジットを利用するとき注意したいこと～

クレジットカードの個人情報がアメリカで流出し、その不正使用による被害が日本でも確認されました。今回の事件はカード所有者の責任は問われませんが、所有者自身の不注意がトラブルにつながることもあります。カードを使うときの注意点を再確認しておきましょう。

#### 【こんなところに注意】

■クレジットカードは絶対他人に貸さないように！

クレジットカードは、一定の期間カード会社から借りているものです。たとえ、家族でも貸し借りはしないようにしましょう。他人に貸してトラブルが発生したときには、名義人に支払い義務が生じます。

■会員規約や売上傳票はきちんと保管！

利用時に受け取る売上傳票などを必ず保管し、毎月の請求書と照合し、確認しましょう。

#### 【こんな時はすぐクレジット会社へ連絡を】

■請求書の金額が売上傳票と違っていた場合

■クレジットカードを紛失したり、盗難にあった場合（警察にも届け出を）



## ～お 知 ら せ～

### 「クレジット・サラ金110番」のご案内

日 時 平成17年7月 9日(土) 9:00～17:00  
平成17年7月10日(日) 9:00～17:00  
内 容 無料電話相談  
相談受付電話 082-511-7196 (代表)  
相談員 司法書士 弁護士  
主 催 広島司法書士青年の会  
問合せ先 電話 082-297-8140

#### スマートライフ講座

### 「クレジットを上手に利用していますか？」

～個人情報と個人情報機関～

日 時 平成17年7月28日(木) 13:30～15:00  
会 場 広島県生活センター研修室(県庁農林庁舎1階)  
講 師 株式会社 シー・アイ・シー 中国支店長 長谷川 善久さん  
定 員 30名  
参加費 無 料  
申込み 電話でお申し込みください。(TEL082-513-2731)

#### 消費者啓発講座

日 時	場 所	対 象	講 師
7月5日(火) 14:00～15:10	三原市 三原市大和支所	民生委員	センター職員
7月14日(木) 13:30～15:30	三原市 サンシープラザ	心配ごと相談員	センター職員
7月20日(水) 10:00～11:10	府中市 府中市文化センター	高齢者	センター職員

#### 広島県消費生活情報のホームページ

お住まいの市町の相談窓口を分かりやすく案内するほか、相談事例や解決策などを掲載しています。どうぞ御活用ください。

<http://www.pref.hiroshima.jp/shohiseikatsu/index.html>

#### 広島県生活センター (環境生活部管理総室消費生活室)

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階  
消費啓発グループ TEL 082-513-2731